

## ◎新潟県告示第67号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成31年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 起業者の名称  
学校法人北越高等学校
- 2 事業の種類  
北越高等学校第2グラウンド整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事
- 3 起業地

- (1) 収用の部分  
新潟市江南区太右エ門新田字一分田地内
- (2) 使用の部分  
なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

北越高等学校第2グラウンド整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、北越高等学校第2グラウンド整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校のための施設を整備するものである。また、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第3条第5号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成30年9月の理事会において、本件事業についての了承を得ている。また、必要な財源については、自己資金のほか借入金及び補助金により賄うこととしているが、融資又は補助を受けられない場合は自己資金を充当することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

起業者が経営する北越高等学校では、教育方針の一つである「部活動、特別活動を充実させ、健全な身体と進取の気性を養う」のもと、一般学級に加え「アスリートクラス」を設置し、学習と部活動の両立を目指しているが、近年、グラウンドで活動する屋外種目（野球部、男女サッカー部、ラグビー部及び男女ソフトテニス部）の運動部員が増加傾向にある。そのため、既存グラウンドの規模では各部の練習スペースが手狭となっており、十分な練習量が確保できないだけでなく、生徒同士の衝突事故や逸れたボールの直撃による負傷が懸念されている。また、防球ネットを越えた打球による車両や近隣家屋の破損も発生しており、打球による人的被害や騒音等への苦情が心配されている。これらの問題を解決するにはグラウンドを拡張する必要があるが、既存グラウンドの周辺は市街化されており、拡張する余地がないことから、起業地において新たに第2グラウンドの整備を実施するものである。

本件事業の実施により、各部とも必要な練習場所を確保でき、練習環境の改善や、生徒同士の衝突事故等の発生リスクの軽減が期待できる。また、スポーツを通じた青少年の健全な育成により寄与することから、公益に大きく資するものである。

本件事業の実施による周辺環境への影響として、施設外部への飛球及び砂埃の飛散等が懸念されるが、適切な高さの防球ネットを施設外周に設置するとともに、防砂ネットや散水等による飛砂防止対策に努めることとしている。また、夜間照明施設について、周辺農地の作物の生育に影響を与えないよう、適切な照度設定を行うほか、グラウンド整備による雨水流出量増加に対応するため、地下に貯留施設を整備し、流出量を現況よりも抑制することとしていることから、環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護に関しては埋蔵文化財包蔵地ではないため支障がないことを起業者が市の担当課に確認しており、鳥獣の保護に関しては鳥獣保護区に該当しないため、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、学校からの移動距離や経済的条件などから2箇所を選定して比較検

討した結果、周辺に商業施設等の大規模施設がなく、交通渋滞の発生が少ないことから生徒の移動や練習試合開催時に影響が少ないこと、起業地の近隣を運行する路線バスの路線数が比較的多く公共交通の利便性が高いこと、及び周囲が農地であり住宅地から離れているため、騒音等による苦情発生リスクが低いことから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、関連事業は、本体事業の施行により機能が阻害される農業用排水路について、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲として管理者と協議したものであり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

部活動中の生徒同士の衝突や、防球ネットを越えた打球による外部への被害発生リスクを軽減する必要があることや、北越高等学校の同窓会長、PTA会長及び後援会長から第2グラウンドの早期整備について要望が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
新潟市江南区役所建設課まちづくり整備グループ